

○前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改正案	現行
<p>（報告事項）</p> <p>第二十六条 法第十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇二（略）</p> <p>三 法第十七条第一項第一号に規定する基準期間における個人である購入者等に関する情報の取扱いの状況</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第二十六条 法第十七条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇二（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>(第 1 面) (略)</p>	<p>(第 1 面) (略)</p>
<p>(第 2 面) (略)</p>	<p>(第 2 面) (略)</p>
<p>(第 3 面)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>3. 基準期間における個人である購入者等に関する情報の取扱いの状況</p>	
<p>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）上の個人情報取扱事業者の該当性 ()</p>	
<p>(2) 個人である購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置の状況 ()</p>	
<p>(3) 個人である購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()</p>	
<p>(記載上の注意)</p>	
<p>1. (1)については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には()欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。</p>	
<p>2. (2)については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。</p>	
<p>3. (3)については、個人である購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。</p>	